

令和7年度第1回宍粟市地域公共交通会議次第

日時 令和7年6月25日(水) 午前10時～
場所 宍粟防災センター5階ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介……………1
- 5 宍粟市地域公共交通会議の趣旨説明……………3
- 6 宍粟市地域公共交通会議監事の任命
- 7 議 事
 - (1) 令和6年度宍粟市地域公共交通会議事業報告について……………6
 - (2) 令和6年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について……………7
 - (3) 令和7年度宍粟市地域公共交通会議事業計画(案)について……………9
 - (4) 令和7年度宍粟市地域公共交通会議会計予算(案)について……………10
 - (5) 宍粟市地域公共交通計画の進捗について……………11
 - (6) 令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画及び計画別紙について……………17
 - (7) 宍粟市地域公共交通会議規約の改正及び一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議分科会の設置について……………55
 - (8) 千種線の路線再編について……………64
- 8 報 告
 - (1) 令和7年10月1日路線バスダイヤの改正等について……………66
 - (2) 千種地域における自家用有償旅客運送(交通空白地)登録に向けた実証運行について……………68
- 9 そ の 他
 - (1) 利用者に配慮したバス停の名称について
 - (2) 宍粟市森林環境ポイント「やっちゃえ!エコぽ!」について
 - (3) ひょうごフィールドパビリオン・楽市楽座について(光都土木事務所)

- 10 閉 会

宍粟市地域公共交通会議委員名簿(第1回)

■委員 R6.6.27～R8.3.31

	所 属	役 職	氏 名	出欠	備考
1	宍粟市	宍粟市副市長	富田 健次	○	会長
2	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春名 豊滋	○	副会長
3	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	井上 茂弘	○	
4	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	小林 浩	○	監事
5	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	柿本 義人	○	
6	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	春名 誠	×	
7	住民代表	公募委員	中林 久美子	○	
8	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	鎌田 恵司	○	監事
9	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒山 真也	○	
10	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	清水 忠臣 代理:山梨 恭嘉	○	
11	バス事業者代表	(株)ウイング神姫業務部長	日下部 達也	○	
12	バス事業者団体代表	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事	新屋敷 昭一	○	
13	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲 聖士 代理:出雲 聖子	○	
14	労働団体代表	(株)ウイング神姫労働組合山崎支部支部長	室井 周冊 代理:中里 隆太	○	
15	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	小山 雅弘	○	
16	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	大村 泰三	○	
17	道路管理者	宍粟市建設部建設課長	春名 良信	○	
18	公安委員会	宍粟警察署交通課長	半澤 英明	○	
19	神戸運輸監理部	兵庫陸運部輸送部門 主席運輸企画専門官	木原 健太	○	
20	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	木下 長茂	○	

中央市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
市民生活部	部長	森本 和人	
市民生活部	次長	朱山 和成	
市民生活部 まちづくり推進課	次長兼課長	中尾 善弘	
市民生活部 まちづくり推進課	副課長	前田 裕作	
市民生活部 まちづくり推進課	係長	徳久阪 朗	
市民生活部 まちづくり推進課	主査	藤多 祐太郎	
健康福祉部 障がい福祉課	係長	西家 侑希	
一宮市民局 まちづくり推進課	主幹	橋本 徹	
波賀市民局 まちづくり推進課	係長	山内 英樹	
千種市民局 まちづくり推進課	主事	山田 築	

■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
兵庫県土木部	交通政策課 副課長兼地域交通班長	小玉 嗣人 代理:多田 彩華	
(株)ウイング神姫	業務課課長	藤本 直人	
(株)ウイング神姫	山崎営業所長	上山 英則	

宍粟市地域公共交通会議規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議事（１）令和６年度宍粟市地域公共交通会議事業報告について

宍粟市地域公共交通計画で掲げるめざすまちの将来像の実現及び計画目標の達成のため、計画の基本方針に沿って実施した令和６年度の事業は下表のとおりです。

実施時期	事業	内容
令和６年６月２７日	第１回宍粟市地域公共交通会議	R7地域公共交通確保維持事業、R6事業計画について
令和６年１０月１０日	先進地視察（養父市）	自家用有償観光旅客等運送事業「やぶくる」
令和６年１１月６日	先進地視察（三田市）	自動運転バス実証実験事業
令和６年１１月２５日	先進地視察（朝来市）	デマンド型乗合交通「あさGO」
令和６年１０月１０日～３１日	バスについてのアンケート実施	市公式 SNS により発信したインターネット回答フォームにより実施
令和６年１０月１６日～３１日	バスについてのアンケート実施	小型バス車内にアンケート用紙を配架することにより実施
令和６年１０月～１２月	バス運行ダイヤ・ルートの見直し検討	要望調査で聞き取った内容等をもとに翌年４月の改正に向けて検討を行う。
令和６年１２月中旬	路線バスルート検索実装（小型バス、循環バス）	小型バス・循環バスの GTFS-JP データを作成し、Google マップでのルート検索を実装
令和７年１月２８日	第２回宍粟市地域公共交通会議	R6フィーダー確保維持計画の自己評価、小型バスのルート変更、祝日運休、財務規程について
令和７年２月２２日～２８日	宍粟市地域公共交通会議書面協議	R7フィーダー確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録について
令和７年３月１５日	しーたんバス時刻表の発行・全戸配布	R7時刻表を作成し、市内の各家庭に全戸配布
令和７年１月２５日、３月６日、３月１０日	バスの教室（利用促進）	野々上老人会（野々上）、健康百歳体操の会（土万）、塩田いきいきニュークラブ（塩田）で交通すごろく等を実施
毎月１５日前後	小型バス利用者数の定例報告	市の広報紙配布に合わせて自治会長を対象に実施
通年	地域公共交通ネットワークの維持	地域公共交通確保維持改善事業を中心とした運行支援
	運転手の担い手確保に向けた検討	不足する運転手の確保に向けた支援を検討する

議事(2)令和6年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について

令和6年度 宍粟市地域公共交通会議会計 決算

収入予算額	77円
支出予算額	0円
差引金額	77円 (翌年度に繰り越し)

【収入の部】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	増減	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	44	44	0	令和4・5年度預金利子
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	33	33	令和6年度預金利子
合計			44	77	33	

【支出の部】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	増減	説明	
1 運営費	2 事務費	1 会議費	0	0	0		
		1 事務費	10 需用費	0	0	0	10需用費
			11 役務費	0	0	0	11役務費
			12 委託料	0	0	0	12委託料
2 事業費	1 事業費	0	0	0			
3 予備費	1 予備費	1 予備費	44	0	△ 44		
合計			44	0	△ 44		

令和6年度宍粟市地域公共交通会議会計監査報告

令和6年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について、宍粟市地域公共交通会議規約第5条第5項の規定により、諸帳簿及び領収書等を監査した結果、適正に処理していたことを認めます。

令和7年5月30日

監事 小林 浩



議事（3）令和7年度宍粟市地域公共交通会議事業計画（案）について

宍粟市地域公共交通計画で掲げるめざすまちの将来像の実現及び計画目標の達成のため、計画の基本方針に沿って実施する主な事業計画案は下表のとおりです。

実施時期	事業	内容
令和7年6月25日	第1回宍粟市地域公共交通会議	地域公共交通確保維持事業について、運賃協議分科会の設置について、千種線の路線再編について
令和7年9月頃	バス利用者・地元自治会長への要望調査	バス停での調査等を行う
令和7年10月～12月	バス運行ダイヤ・ルートの見直し検討	要望調査で聞き取った内容等をもとに翌年4月の改正に向けて検討
令和8年1月末頃	第2回宍粟市地域公共交通会議	地域公共交通確保維持事業に係る計画の自己評価について、千種地域の自家用有償旅客運送について
令和8年3月中旬	しーたんバス時刻表の発行・全戸配布	次年度の時刻表を作成し、市内の各家庭に全戸配布
毎月15日前後	小型バス利用者数の定例報告	市の広報紙配布に合わせて自治会長を対象に実施
通年	地域公共交通ネットワークの維持	地域公共交通確保維持改善事業を中心とした運行支援
	バス路線の見直し・地域の移動ニーズに即した移動体系や新モビリティサービスの検討	利用の少ないバス路線の見直しを検討し、併せて代替となる移動手段の検討を行う 千種地域での代替交通立上げ支援 市内バス路線の一部IC化についての検討
	地域公共交通と観光施策との連携の検討	路線バスを利用した観光におけるモデルルートの検討を行う
	貨客混載の取組みの検討	貨客混載事業の拡大に向けて検討を行う
	運転手の担い手確保に向けた検討	不足する運転手の確保に向けた支援を検討する
随時	バスの乗り方教室	市内小学校、地区自治会等を対象に年4回を目標に実施

議事(4)令和7年度宍粟市地域公共交通会議会計予算(案)について

令和7年度 宍粟市地域公共交通会議会計 予算(案)

収入予算額	6,478,467円
支出予算額	6,478,467円
差引金額	0円

【収入の部】

(単位:円)

款	項	目	前年度 決算額	本年度 予算額	説 明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	390	宍粟市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	6,478,000	R7地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	44	77	令和4・5・6年度預金利子
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	33	0	
合 計			77	6,478,467	

【支出の部】

(単位:円)

款	項	目	前年度 決算額	本年度 予算額	説 明	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0		
		2 事務費	1 事務費	0	0	10需用費
				0	390	11役員費 振込手数料
				0	0	12委託料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	6,478,000	R7地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	77		
合 計			0	6,478,467		

議事(5) 宍粟市地域公共交通計画の進捗について

基本施策		施策メニュー		具体的な取組内容	事業区分	実施状況(R6)
1	地域公共交通ネットワークの維持	1	国と県、市、バス事業者の協調による路線バスの維持	行政の補助によるバス路線の維持	継続	
		2	新病院の開設に伴うバス路線の見直し	通院利用を想定した運行ルートの見直し	新規	R9見直しに向け、関係機関と検討中
2	人とまちをつなぐ地域公共交通の充実	3	豊かな自然を生かした観光施設との連携	地域公共交通と連動した取組の実施 「宍粟市ぶらっと自転車下り」の利用促進、事業支援	新規	未実施
				自転車貸出環境の充実	継続	
3	誰もが安心して利用できる環境の整備	4	利用状況や住民のニーズ、乗り継ぎ等を考慮したダイヤやルートの見直し	市内路線バスの見直し	継続	
		5	利用しやすい運賃・サービスの周知	定額料金制度の周知	継続	
				お得な乗車券の販売、周知	継続	

基本施策		施策メニュー		具体的な取組内容		事業区分	実施状況 (R6)
3	誰もが安心して利用できる環境の整備	5	利用しやすい運賃・サービスの周知	乗継制度・フリー降車区間の周知	継続		
		6	ノンステップバス等のユニバーサルデザイン車両の導入促進	国や県の制度を活用したユニバーサルデザイン車両の導入支援	新規	車両減価償却費等国庫補助金の活用、県市町 随伴補助 (R6～R10) 神姫バス6台 ウイング神姫1台	
4	誰一人取り残さないための移動支援の充実	7	身体障がい者、精神障がい者に対する運賃助成	身体障がい者や精神障がい者に対する運賃割引助成	継続		
		8	高齢者の運転免許返納に対する支援	高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知・利用促進	継続		
5	未来へつなぐ地域公共交通の推進	9	外出支援サービスや介護タクシー等の福祉輸送の活用	外出支援サービスや介護タクシーの活用	継続		
		10	市内路線バスにおける貨客混載の実施	貨客混載の実施	継続		
				貨客混載の取組の拡大	新規	未実施	
11	地域の移動ニーズに即した移動体系の検討・運行支援	地域の移動実態に応じた移動手段の検討・見直し	継続				

基本施策	施策メニュー	具体的な取組内容	事業区分	実施状況 (R6)
未来へつなぐ地域公共交通の推進	11 地域の移動ニーズに即した移動体系の検討・運行支援	自家用有償旅客運送「三方繁盛つれってカー」の運行支援	継続	
	12 地域公共交通に触れる機会の創出	路線バスの乗り方教室の実施	継続	実施回数: 3回/年 対象者: 老人会、いきいき百歳体操取組み団体
未来へつなぐ地域公共交通の推進	13 運転手の担い手確保に向けた支援	時刻表の作成・配布	継続	
		市の広報媒体を活用した周知	継続	
		市広報・HP 等への掲載	継続	
		大型二種免許取得の補助制度の活用	継続	
		Uターン・Iターン・Jターン就職を対象とした職業の紹介	新規	未実施
	14 新モビリティサービスの検討	新たな運行サービスの導入に向けた検討・協議	新規	標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)の整備 備(小型バス13路線・循環バス1路線) →市内全路線で経路検索整備(Google マップ)

基本施策	施策メニュー	具体的な取組内容	事業区分	実施状況 (R6)
6 環境に配慮した地域 公共交通の推進	15 環境に配慮した新型車両導入の検討	国や県の制度を活用した環境に優しい車両 の導入支援	新規	車両減価償却費等国庫補助金の活用、県市町 随伴補助 (R6～R10) 神姫バス6台 ウイング神姫1台
	16 パーク＆ライドの利用促進	パーク＆ライドの利用促進	継続	

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

栄栗市地域公共交通計画の評価等結果（令和6年4月～7年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
<p>【評価指標1】バス利用者数 大型バス利用者数 206,518人 (R5) 223,100人 (R10) 223,100人 (R15) 小型バス・循環バス利用者数 24,398人 (R5) 31,600人 (R10) 31,600人 (R15) 三方繁盛つれてってカー利用者数 177人 (R5) 240人 (R10) 240人 (R15) 広域バス・高速バス利用者数 614,063人 (R5) 614,000人 (R10) 614,000人 (R15)</p>	<p>基本施策3 誰もが安心して利用できる環境の整備 基本政策4 誰一人取り残さないための移動支援の充実 基本施策5 未来へつなぐ地域公共交通の推進 基本政策6 環境に配慮した地域公共交通の推進</p>	<p>バス事業者の所有データ、自家運用送客者のデータ集計により確認</p>	<p>【達成状況】 大型バス利用者数 204,792人 (R6) 小型バス・循環バス利用者数 25,457人 (R6) 三方繁盛つれてってカー利用者数 260人 (R6) 広域バス・高速バス利用者数 人 (R6) 【分析】 大型バス利用者数は、R5にコロナの制限緩和により一定数回復したが、R6は減少した。少子化により高校生の数が減少傾向にあることも要因と考えられる。小型・循環バスは市南部での利用が多く、全体として増加した。三方繁盛つれてってカーは、月ごとの実利用人数は10人前後だが、リピーターがあり、延べ利用者数は増加した。通院や買い物利用を中心に地域の移動手段として活用されている。広域バス・高速バスは利用者が増加した。</p>	<p>乗車体験イベントの実施や地域公共交通の周知等により利用促進に努めることとともに見直しを実施する一方で、利用者数の増加を図る。</p>	
<p>【評価指標2】路線ごとの収支率 市内を運行する地域公共交通の収支率 15.7% (R5) 15.7% (R10) 15.7% (R15)</p>		<p>バス事業者の所有データによる 定収支率＝運賃収入÷運行経費</p>	<p>【達成状況】 市内を運行する地域公共交通の収支率 12.97% (R6) 【分析】 運賃収入は増加したものの、人件費や燃料費の高騰により運行経費が増大しており、結果として収支率は悪化している。</p>		

<p>【評価指標3】財政負担の維持 市が地域公共交通に対して負担している補助額 145,000千円 (R5) 現状維持 (R10) 現状維持 (R15) (参考) 人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額 4,400円 (R5) 4,900円 (R10) 5,500円 (R15)</p>	<p>基本施策3 誰もが安心して利用できる環境の整備 基本施策4 誰一人取り残さないための移動支援の充実 基本施策5 未来へつなぐ地域公共交通の推進 基本施策6 環境に配慮した地域公共交通の推進</p>	<p>市所有データにより算定 市から事業者への運行経費補助、車両購入費補助、賃貸補助等の合計</p>	<p>【達成状況】 市が地域公共交通に対して負担している補助額 184,538千円 (R6) (参考) 人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額 5,700円 (R6) 【分析】 人件費や燃料費等の運行にかかる経費が増大傾向にあり、それに比例して補助額や市民一人当たりの負担額も増加している。</p>	<p>乗車体験イベントの実施や地域公共交通の周知等により、適切なダイヤやルートの見直しを実施することとで、利用者数の増加を図る。</p>
<p>【評価指標4】地域公共交通の利用促進 市が地域公共交通に対して負担している補助額 145,000千円 (R5) 現状維持 (R10) 現状維持 (R15) (参考) 人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額 4,400円 (R5) 4,900円 (R10) 5,500円 (R15)</p>	<p>基本施策3 誰もが安心して利用できる環境の整備 基本施策4 誰一人取り残さないための移動支援の充実 基本施策5 未来へつなぐ地域公共交通の推進 基本施策6 環境に配慮した地域公共交通の推進</p>	<p>市取組実績により確認</p>	<p>【達成状況】 市が地域公共交通に対して負担している補助額 184,538千円 (R6) (参考) 人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額 5,700円 (R6) 【分析】 人件費や燃料費等の運行にかかる経費が増大傾向にあり、それに比例して補助額や市民一人当たりの負担額も増加している。</p>	<p>乗車体験イベントの実施や地域公共交通の周知等により、適切なダイヤやルートの見直しを実施することとで、利用者数の増加を図る。</p>

(記載に当たったの留意事項)

- ・ 本様式中、表題の「(〇年〇月～〇年〇月)」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価にならないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「-」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果(議事録等)等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

議事(6) 令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画及び計画別紙について
 補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 宍粟市

計画名称: 宍粟市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所 (頁)
補助要綱第7条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク (計画本体P55-P56)
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 表 補助対象路線の系統種別・必要性 (計画本体P57)
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 表 補助対象路線の系統種別・必要性 (計画本体P57-P58)
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収入、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	第6章 計画の目標 2 計画全体の数値目標 (計画本体P59~60) ・利用者数: 評価指数1 (P59) ・収入: 評価指数2 (P60) ・公的資金投入額: 評価指数3 (P60) 第8章 計画の進捗評価 (計画本体P75)

第6章 計画の目標

1 将来の地域公共交通ネットワーク

現在の本市の地域公共交通ネットワークを踏まえたうえで、将来の地域公共交通ネットワークを以下のように示します。

項目	位置づけ	役割	具体的な路線
地域公共交通	大型バス (市内幹線)	市内の都市拠点と生活拠点を結び、市民の日常生活における移動を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バス (横山線・倉床線、戸倉線・皆木線・原線、エーガイヤ線、千種線)
	小型バス (地域支線)	市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス (循環線) ・小型バス (戸原線、城下線、梯河東線、与位河東線、蔦沢線、大谷線、土万線、塩田線、染河内川西線、下三方線、戸倉線、谷今市線、水谷線、奥西山七野線、鷹巣線) ・三方繁盛つれてってカー
	広域バス・高速バス (広域幹線)	市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸三宮～山崎 (高速バス) ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 ・姫路駅前～日赤病院前・四辻～山崎 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～新宮駅 ・山崎～たつの ・その他ダイセル線
	個別送迎	個々の需要に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・一般タクシー (3社)
その他	-	特定の需要に対応し、日常生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス ・外出支援サービス ・介護タクシー

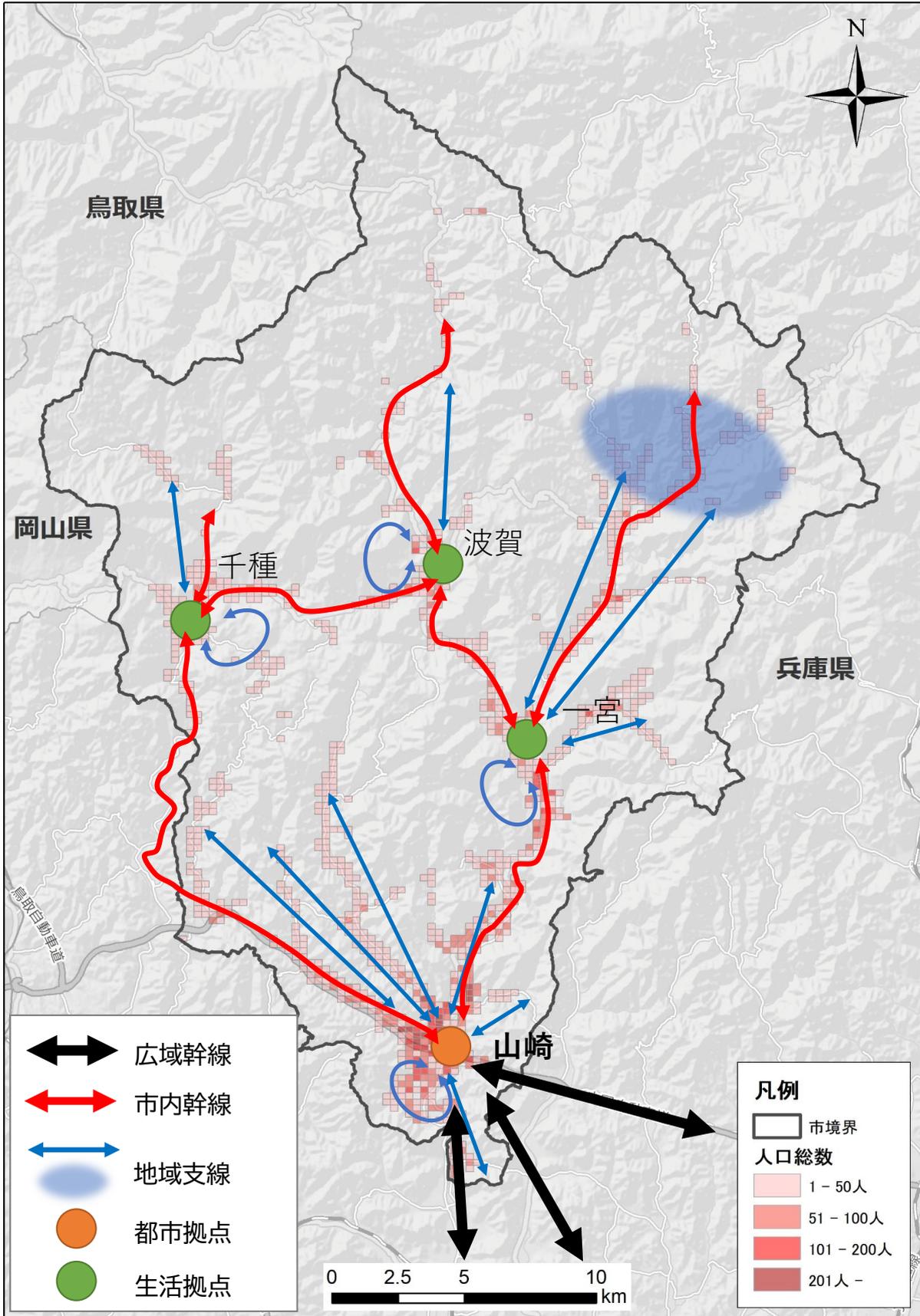


図 将来の地域公共交通ネットワークイメージ

【国の補助制度を活用した路線バスの維持】

本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内フィーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。

表 補助対象路線の系統種別・必要性

位置づけ	小型バス（地域支線）	大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）
系統種別	地域内フィーダー系統	地域間幹線系統
対象路線	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所前～下宇原1 ・山崎～下比地 ・はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷 ・皆木～上垣内 ・メイプル福祉センター～皆木 ・皆木～皆木 ・エーガイヤちくさ～内海口 ・エーガイヤちくさ～別所 ・エーガイヤちくさ～土井 ・エーガイヤちくさ～倉谷 ・エーガイヤちくさ～倉谷口 	<p>【神姫バス(株)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 <p>【(株)ウイング神姫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ
役割	55 ページ表内「役割」にて記載	55 ページ表内「役割」にて記載
路線維持や補助の必要性	いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。	鉄軌道を有しない本市において、隣接する市町村間を結ぶ定期路線運行は、日常生活や観光において重要な役割を担っている。今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。
実施主体	(株)ウイング神姫	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫
区分	4条乗合	4条乗合
運行態様	路線定期運行	路線定期運行

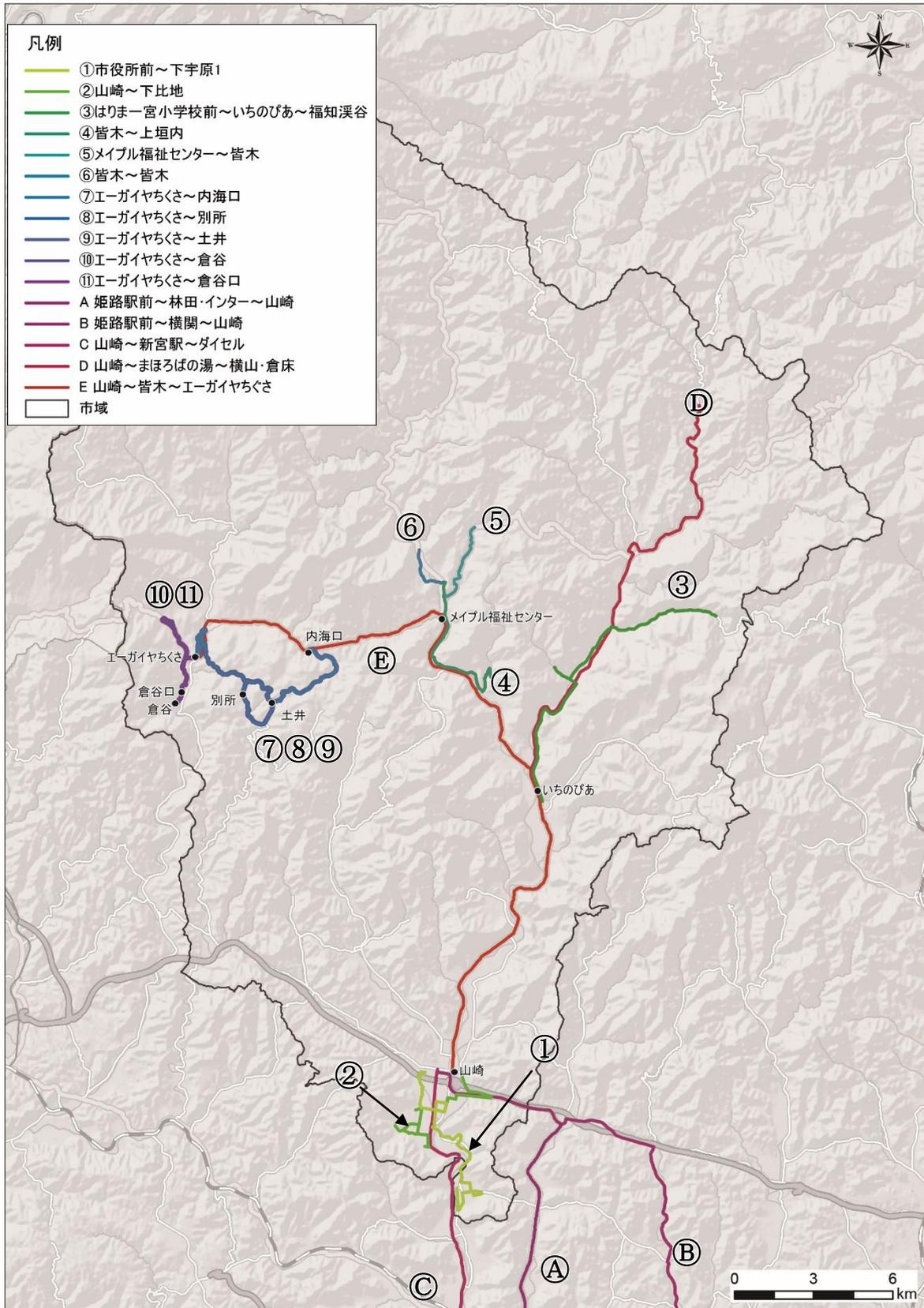


図 地域内フィーダー系統・地域間幹線系統の運行範囲

2 計画全体の数値目標

まちの将来像の実現をめざして取り組む施策の達成状況を総合的に評価・検証するために、計画全体の数値目標を以下のとおり設定します。

なお、目標値については、本計画で中間見直しを行う令和10（2028）年度と本計画の最終年度である令和15（2033）年度をそれぞれの目標値とし、達成状況の評価にあたっては、評価指標によって異なりますが、原則、毎年モニタリング調査を実施し、中間見直し時に目標値の検証を行います。

【目標1】：地域公共交通の利用者数を維持する

バスの利用者数は、平成27年の再編後、順調に増加していましたが、令和2年度以降、コロナ禍の影響を受けて大幅に減少しています。

しかし、令和5年度には、行動制限の解除を受けて回復傾向が続いていること、また、上位計画である市総合計画において、既にまちづくり指標として設定しており、毎年、実績値に対する検証と分析を行い、管理していることから、本計画においても、従来の計画値を目標値とします。

【評価指標1】バス利用者数

評価指標	現状値	中間評価値※4	目標値※5
大型バス利用者数 (年間)	206,518人※1	223,100人	223,100人
小型バス・循環バス利用者数	24,398人※1	31,600人	31,600人
三方繁盛つれてつてカー利用者数 (年間)	177人※2	240人	240人
広域バス・高速バス利用者数(年間)	614,063人※3	614,000人	614,000人

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の見込値。

※2：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の実績値。

※3：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の実績値で、(株)ウイング神姫及び神姫バス(株)が運営している、市外に運行する広域バス・高速バスの合計利用者数。

※4：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

※5：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

【目標 2】：地域公共交通の収支を維持する

地域公共交通ネットワークを維持するために、路線ごとの収支率の維持、もしくは改善をめざします。

【評価指標 2】 路線ごとの収支率

評価指標	現状値※ 1	中間評価値※ 2	目標値※ 3
市内を運行する地域公共交通の収支率 (年間)	15.2%	15.2%	15.2%

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の見込値。

※ 2：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値。

※ 3：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値。

【目標 3】：財政負担を維持する

地域の人口減少が見込まれる中で、地域公共交通ネットワークの維持にかかる財政負担が新たな市民負担とならないように、市の地域公共交通に対する負担水準の維持に努めます。

【評価指標 3】 財政負担の維持

評価指標	現状値※ 1	中間評価値※ 2	目標値※ 3
市が地域公共交通に対して負担している補助額	145,000 千円	現状値を維持	現状値を維持
【参考】人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額	4,400 円	4,900 円	5,500 円

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の見込値。

※ 2：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値。

※ 3：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値。

【目標 4】：市民に地域公共交通の利用を促す

市民に地域公共交通を利用してもらうため、市民が地域公共交通に触れることのできる機会を多く設けることで、地域公共交通に対する意識醸成を行います。

【評価指標 4】 地域公共交通の利用促進

評価指標	現状値※ 1	中間評価値※ 2	目標値※ 3
しーたんバス時刻表の発行部数	全戸配布	全戸配布	全戸配布
路線バスの乗車体験イベントの実施	-	4 回/年	4 回/年

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の値。

※ 2：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値。

※ 3：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値。

第8章 計画の進捗評価

本計画を実行するにあたって、施策・事業の実施状況及び目標の達成状況を定期的に確認し、本計画の進捗を適正に管理する必要があります。また社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応し、必要に応じた施策や目標の見直しを行うことも考慮する必要があります。

そこで、本計画を着実かつ効率的に推進するため、PDCA サイクルに基づく検証、見直しを行います。

なお、本計画の推進にあたっては、「宍粟市地域公共交通会議」が行い、会議内で計画の評価、検証を行うとともに、「地域」「交通事業者」「行政」等の意見交換を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

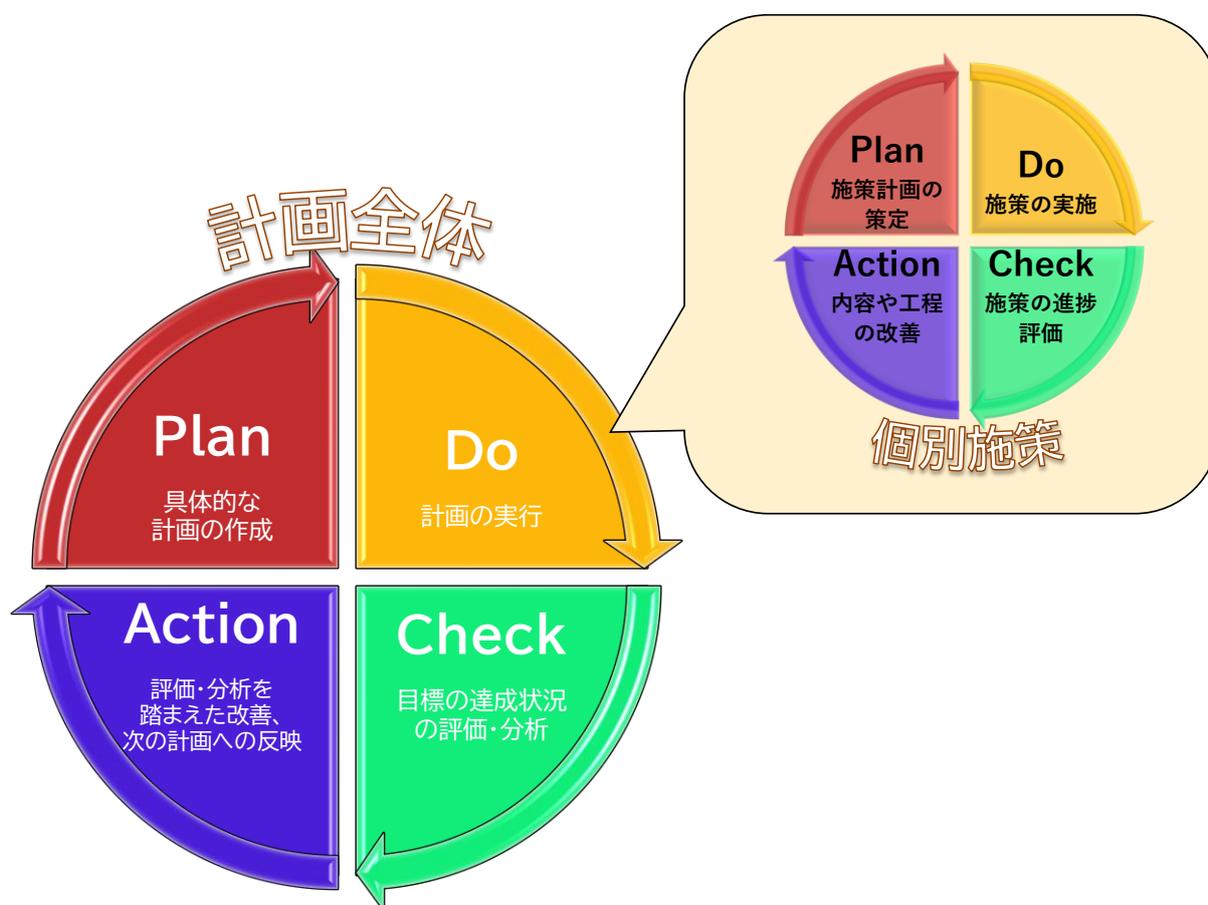


図 本計画における PDCA サイクルのイメージ

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

宍 市 ま 第 号

令和 7 年 6 月 25 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 富 田 健 次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性															
<p>鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。</p> <p>そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点をつなぐ小型バス路線の地域支線がある。</p> <p>隣接する市町間をつなぐ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。</p> <p>いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。</p>															
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果															
（1）事業の目標															
バスの利用人数を評価指数とし、目標値として次のとおり設定する。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>運行系統名</th> <th>R8 バス利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎～横山</td> <td>68,000 人</td> </tr> <tr> <td>山崎～ダイセル</td> <td>86,000 人</td> </tr> <tr> <td>山崎～エーガイヤちくさ</td> <td>56,000 人</td> </tr> <tr> <td>姫路駅～林田・インター～山崎</td> <td>300,000 人</td> </tr> <tr> <td>姫路駅～横関～山崎</td> <td>161,000 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>671,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	運行系統名	R8 バス利用人数	山崎～横山	68,000 人	山崎～ダイセル	86,000 人	山崎～エーガイヤちくさ	56,000 人	姫路駅～林田・インター～山崎	300,000 人	姫路駅～横関～山崎	161,000 人	合計	671,000 人	
運行系統名	R8 バス利用人数														
山崎～横山	68,000 人														
山崎～ダイセル	86,000 人														
山崎～エーガイヤちくさ	56,000 人														
姫路駅～林田・インター～山崎	300,000 人														
姫路駅～横関～山崎	161,000 人														
合計	671,000 人														
（2）事業の効果															
<p>①地域住民の通勤通学等の日常生活を支える移動手段の確保</p> <p>②定額運賃による利便性の向上（市内路線）</p> <p>③隣接する市町間での公共交通ネットワークの維持</p>															
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体															
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者） ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、および市内全戸配布（市・事業者） ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者） ・自転車の積載可能なラックバスを活用して揖保川上流から自転車下りを実施予定。市内周遊と併せてバスの利用促進を図る。（事業者） 															
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者															
表1のとおり															
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額															

<p>表2を添付</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、中央市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額を、系統キロ程に対する中央市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（R8年度）」に記載のとおり</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
各事業者が運行の用に供する車両については、法定耐用年数5年を大幅に上回る年数を超えて使用されており、安心安全な運行のためにも早急な買い替えが必要となっていたため、令和6年度に車両を新規購入している。また、購入した新型車両は、ノンステップ型車両であるため、高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できるユニバーサルデザイン車両導入の促進に繋がることや、環境性能の向上も期待できることから、環境に配慮した地域公共交通の推進にも繋がる。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
支援する車両の台数は次のとおり ①神姫バス 6台 ②ウイング神姫 1台
(2) 事業の効果
①ノンステップ型車両の導入による高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できる交通環境の整備。 ②環境に配慮した車両の導入により環境にやさしいまちづくりの実現。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する路線の車両の取得について、令和8年度は神姫バスが購入した車両6台の減価償却費15,840,000円とウイング神姫が購入した車両1台の減価償却費2,640,000円から国庫補助金を差し引いた差額分を宍粟市内で運行するキロ程で按分して算出した金額を補助金として運行事業者へ負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月27日（R6第1回）R7地域公共交通計画及び計画別紙の協議について ・令和7年1月28日（R6第2回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和7年2月28日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和7年3月7日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和7年6月25日（R7第1回）R8地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。</p> <p>また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
兵庫県 (宍粟市)	神姫バス株式会社	(2) 姫路駅前～林田・イン ター～山崎(2)	4,696.0	
		(5) 姫路駅前～横関～山 崎(5)	2,038.0	
	株式会社ウイング神姫	(2) 山崎～横山	6,090.0	
		(3) 山崎～ダイセル	700.0	
		(4) 山崎～エーガイヤちく さ	7,197.0	
合 計			20,721	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和 8 年度

事業者名 神姫バス株式会社

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業			R6	
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円
					経常収支率	89.27 %
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km					

		乗合バス事業			R5	
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ')	9,276,469千円
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ')	10,708,300千円
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円
					経常収支率	86.62 %
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,543,645.0 km					

		乗合バス事業			R4	
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ'')	8,538,706千円
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ'')	10,379,262千円
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円
					経常収支率	82.26 %
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,751,397.0 km					

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} \times \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} \times \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭
京阪神	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ケ	キロ当たり経常費用の差 ニ - ケ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ = ト
北近畿	459円.44銭	426円.56銭	426円.56銭	32円.88銭	434円.34銭
京阪神	459円.44銭	558円.96銭	459円.44銭		434円.34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の当年度	3/3	28.61%
		基準期間の年度	3/3	
		基準期間の年度	3/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通編纂事業を実施する区域におけるキロ程との比率	系統キロ程と地域公共交通編纂事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合	他路線との割合	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率
				起点	終点											
北近畿	2		姫路駅前～林田・インター～山崎	林田・インター	山崎	5,929.5回 (16.2回)	6.0	97.2人	往31.0km 復30.9km	(平均) 30.9km		(平均)	(平均)			100.000%
		姫路市							往31.0km 復30.9km			往25.5km 復25.4km				82.200%
		たつの市							往31.0km 復30.9km			往1.4km 復1.4km				4.530%
		宍粟市							往31.0km 復30.9km			往4.1km 復4.1km				13.268%
	5		姫路駅前～横関～山崎	横関	山崎	2,661.5回 (7.2回)	6.0	43.2人	往30.9km 復31.0km	(平均) 30.9km		(平均)	(平均)			100.000%
		姫路市							往30.9km 復31.0km			往26.8km 復26.9km				86.731%
	宍粟市							往30.9km 復31.0km			往4.1km 復4.1km					13.268%

神姫バス株式会社

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象系統の経常費用の見込額	計画乗車走行キロ	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間		
						3カ年平均	経常収益	乗車走行キロ	経常収益	乗車走行キロ	経常収益	乗車走行キロ	経常収益	乗車走行キロ	経常収益	乗車走行キロ	経常収益
北近畿	2	100.000%	157,310,849円	368,789.5km	223円.87銭	256円.75銭	414,308.4km	225円.71銭	100,384,899円	390,386.4km	257円.14銭	106,338,258円	369,972.1km	287円.42銭	82,560,905円		
	5	100.000%	70,294,784円	164,794.6km	240円.15銭	273円.03銭	161,403.9km	248円.28銭	44,706,610円	161,415.8km	276円.96銭	48,562,250円	165,259.2km	293円.85銭	39,575,423円		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 株式会社ウイング神姫

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業						
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業収益	524,223 千円	営業外収益	4,472 千円	経常収益(イ)	528,695 千円
	営業費用	1,371,742 千円	営業外費用	933 千円	経常費用(ロ)	1,372,675 千円
	営業損益	△ 847,519 千円	営業外損益	3,539 千円	経常損益	△ 843,980 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	4,662,730.0			経常収支率	38.52 %

乗合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	505,988 千円	営業外収益	1,865 千円	経常収益(イ')	507,853 千円
	営業費用	1,400,582 千円	営業外費用	1,941 千円	経常費用(ロ')	1,402,523 千円
	営業損益	△ 894,594 千円	営業外損益	△ 76 千円	経常損益	△ 894,670 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km	4,915,762.2			経常収支率	36.21 %

乗合バス事業						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	212,011 千円	営業外収益	2,036 千円	経常収益(イ'')	214,047 千円
	営業費用	599,132 千円	営業外費用	1,340 千円	経常費用(ロ'')	600,472 千円
	営業損益	△ 387,121 千円	営業外損益	696 千円	経常損益	△ 386,425 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km	2,138,109.5			経常収支率	35.65 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	280 円	285 円	294 円
	84 銭	31 銭	39 銭
	円	円	円
	銭	銭	銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常費用の 差 ニ-ハ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	286 円	426 円	286 円	0 円	113 円
	84 銭	56 銭	84 銭	0 銭	38 銭
	円	円	円	円	円
	銭	銭	銭	銭	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
北近畿	令和6年9月2日	基準期間の当年度	3/3	30.30%
		基準期間の年度	/3	
		基準期間の年度	/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
			起点	主な経由地											
北近畿	2	山崎～横山	山崎	横山	2,648回 (7.2)	3.4	24.4人	往31.8km 復31.8km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)		100.000%
	3	山崎～ダイセル	山崎	ダイセル	2,864回 (7.8)	2.7	21.0人	往29.6km 復29.6km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)		100.000%
		中央市			(0.0)回		0.0人	往3.8km 復3.8km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)		
		たつの市			(0.0)回		0.0人	往17.9km 復17.9km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)		
	太子町			(0.0)回		0.0人	往3.5km 復3.5km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)			
	姫路市			(0.0)回		0.0人	往4.4km 復4.4km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)			
	4	山崎	山崎	2,033回 (5.5)	3.9	21.4人	往37.7km 復37.7km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)		100.000%
合計		3系統					往99.1km 復99.1km		往0.0km 復0.0km		往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨニタ	補助対象経費の限度額 カ×9/20ニレ	タ又はレのうちいづれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラニツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'ニツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数ニネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2ニラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワニヨニム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムニラニウ	
北近畿	2	0	38,949,309 円	21,926,376 円	21,926,376 円	21,926,376 円	21,926,376 円	12,181.320 円	12,181 千円	6,090.0 千円	38,949,309 円	32,859,309 円	
	3	0	24,556,827 円	21,270,608 円	21,270,608 円	21,270,608 円	21,270,608 円	10,908.004 円	10,908 千円	5,454.0 千円	24,556,827 円	19,102,827 円	
	奈良市									1,400.0	700.0		
	たつの市									6,596.0	3,298.0		
太子町									1,289.0	645.0			
姫路市									1,621.0	811.0			
北近畿	4	0	35,634,682 円	19,791,968 円	19,791,968 円	19,791,968 円	19,791,968 円	14,394.158 円	14,394 千円	7,197.0 千円	35,634,682 円	28,437,682 円	
	合計		99,140,818 円	62,988,952 円	62,988,952 円	62,988,952 円	62,988,952 円	37,483.482 円	37,483 千円	18,741 千円	99,140,818 円	80,399,818 円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の真体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	2	0	406,000円	1.2%	5,684,000円	17.3%		0.0%	26,769,309円	81.5%	
	3	0	727,000円	3.8%	4,727,000円	24.7%		0.0%	13,648,827円	71.4%	
	4	0	479,000円	1.7%	6,718,000円	23.6%	0円	0.0%	21,240,682円	74.7%	
	合計			1,612,000円	2.0%	17,129,000円	21.3%	0円	0.0%	61,658,818円	76.7%

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和8年度）

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計画	取組実績	
姫路市 たつの市 宍粟市	神姫2	姫路駅前～ 林田・山崎 インター～ 山崎	姫路駅前	林田 山崎インター	山崎	<p>①沿線の病院への通院を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続</p> <p>②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討</p> <p>③多言語化に対応可能なアプリケーション「Mobers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進</p> <p>④並走路線の再編による需要の集約検討</p> <p>⑤沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進</p> <p>⑥姫路市・市内の店舗とのサイクル&バスライドの取組みを通じた利用促進</p> <p><定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社</p> <p>②神姫バス株式会社</p> <p>③神姫バス株式会社</p> <p>④神姫バス株式会社</p> <p>⑤姫路市・神姫バス株式会社</p> <p>⑥姫路市・神姫バス株式会社</p> <p><実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする</p>	
姫路市 宍粟市	神姫5	姫路駅前～ 横関～山崎	姫路駅前	横関	山崎	<p>①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続</p> <p>②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討</p> <p>③並走路線の再編による需要の集約検討</p> <p>④多言語化に対応可能なアプリケーション「Mobers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進</p> <p>⑤沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進</p> <p>⑥姫路市・市内の店舗とのサイクル&バスライドの取組みを通じた利用促進</p> <p><定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社</p> <p>②神姫バス株式会社</p> <p>③神姫バス株式会社</p> <p>④神姫バス株式会社</p> <p>⑤姫路市・神姫バス株式会社</p> <p>⑥姫路市・神姫バス株式会社</p> <p><実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする</p>	

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和8年度）

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	
穴栗市地域公共交通会議	2	山崎～横山	山崎	曲里・まぼろばの湯	横山	<p>【取組内容】 ・利用実態にあわせて系統再編、ダイヤ改正を行い収支改善を図る。</p> <p>【実施主体】 バス事業者、沿線市町</p> <p>【実施時期】 令和8年4月～</p> <p>【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>		<p>【現在の検討状況】 ①貨客混載：該当無 ②路線再編：可 ③混乗化：該当無 ④観光利用：可</p>
穴栗市地域公共交通会議	3	山崎～ダイセル	山崎	新宮駅・龍野	ダイセル	<p>【取組内容】 ・利用実態にあわせて系統再編、ダイヤ改正を行い収支改善を図る。</p> <p>【実施主体】 バス事業者、沿線市町</p> <p>【実施時期】 令和8年4月～</p> <p>【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>		<p>【現在の検討状況】 ①貨客混載：該当無 ②路線再編：可 ③混乗化：該当無 ④観光利用：可</p>

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和8年度）

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	
宍粟市地域公共交通会議	4	山崎～エーガイヤちくさ	山崎	いちのびあ・皆木・芥木 エーガイヤちくさ		<p>【取組内容】 ・利用実態にあわせて系統再編、ダイヤ改正を行い収支改善を図る。</p> <p>【実施主体】 バス事業者、沿線市町</p> <p>【実施時期】 令和8年4月～</p> <p>【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>		<p>【現在の検討状況】 ①貨客混載：該当無 ②路線再編：可 ③混乗化：該当無 ④観光利用：可</p>

[記載要領]

1. この書類は、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。）の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
2. 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
3. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
4. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
5. 計画欄には、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
6. 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (宍粟市)	神姫バス株式会社	6	609
	株式会社ウイング神姫	1	930

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号
北近畿	1~6	姫路駅前～青山西～龍野 姫路駅前～林田・インタ～山崎 姫路駅前～横関～山崎 姫路駅前～横関～荒木	第1・2・5・20号 第1・2・6・23号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000	1,320.0	3,960,000
2	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000	1,320.0	3,960,000
3	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000	1,320.0	3,960,000
4	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000	1,320.0	3,960,000
5	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000	1,320.0	3,960,000
6	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000	1,320.0	3,960,000
計	90,000,000	39,600,000	15,840,000	0	15,840,000	24,216,300	15,840,000		15,840	7,920	23,760,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					1	7	7 × 1/2 = 7	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7 15,840	ケ+サ 7,920

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合				「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	
北近畿	1~6	1.3%	6,864,000円	87%	円	
合計			1,056,000円		6,864,000円	円

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 株式会社ウイング神姫

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号			
			当該年度	初年度	2	3
北近畿	1	山崎～曲里・まほろばの湯～横山	2	2	2	
北近畿		山崎～新宮駅・龍野～ダイセル	3	3	3	
北近畿		山崎～皆木～エーガイヤちくさ	4	4	4	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少一方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	6,600,000	2,640,000	ウ	2,640,000	2,640,000	2,640,000	12	2,640,000	1,320,000.0	3,960,000
計											

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

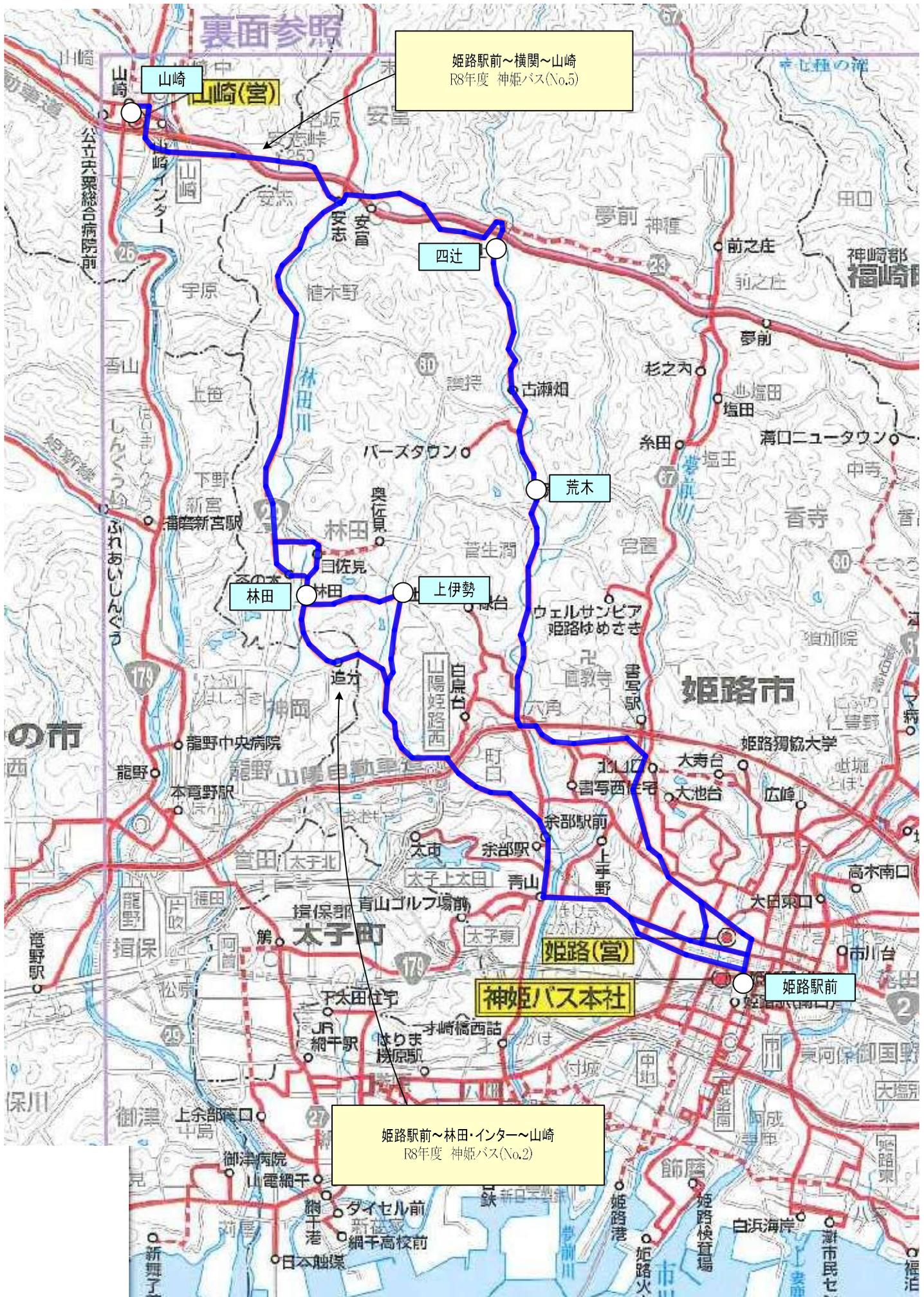
申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
	ナの額以内=コ				1	ア		
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
2,640,000	1,320,000

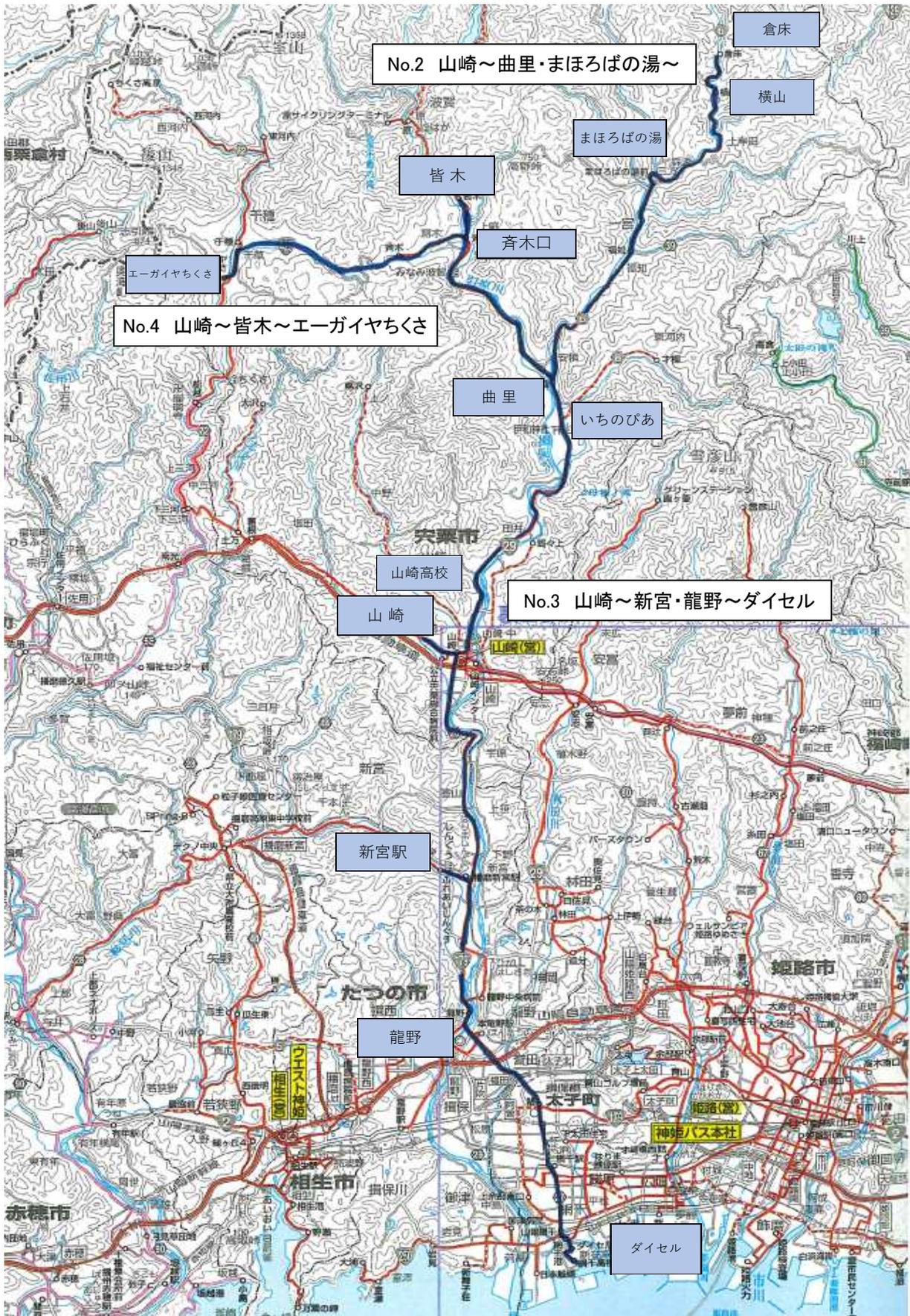
【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		市区町村		その他の者		事業者自己負担					
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北近畿	1	1,760,000	13.3%	1,140,000	86.7%	円	%	円	%	円	%
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%



姫路駅前～横関～山崎
R8年度 神姫バス(No.5)

姫路駅前～林田・インター～山崎
R8年度 神姫バス(No.2)



国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 富 田 健 次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

（名称） 宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バス路線の地域支線がある。

隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。

いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【利用者数】

(1) 市役所前～下宇原 1	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(2) 山崎～下比地	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(3) はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(4) 皆木～上垣内	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(6) 皆木～皆木	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(7) エーガイヤちくさ～内海口	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(8) エーガイヤちくさ～別所	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(9) エーガイヤちくさ～土井	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(10) エーガイヤちくさ～倉谷	1 便あたり 2 人以上の利用者数
(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	1 便あたり 2 人以上の利用者数

【収支】

支線として運行する路線の収支率 4.6%以上を目標とする。

【公的資金投入額】

支線として運行する路線の公的資金投入額を 54,000 千円以内とする。

(2) 事業の効果

- ①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
- ②交通空白地域の解消
- ③通勤・通学手段の確保
- ④定額運賃による利便性の向上
- ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者）
- ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者）
- ・利便性向上のため、ダイヤや路線の見直しに合わせ、GTFS-JP データの更新を行う（市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(1) 運行系統の概要

路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市内完結路線（支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日祝運休（一部土運行）	小型車両

(2) 運賃 200円

(3) 運行予定者 株式会社ウイング神姫
詳細は表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る11系統について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。収支率、公的資金投入額について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和6年6月27日（R6第1回）R7 地域公共交通計画別紙の提出について
- ・令和7年1月28日（R6第2回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について
- ・令和7年2月28日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について
- ・令和7年3月7日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知
- ・令和7年6月25日（R7第1回）R8 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について

19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。
また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部
まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	計画 運行 日数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 適合 要件 (別表7・9)	補助 対象 地域 間幹 線系 統等 と接 続の 確保
宍粟市	株式会社ウイング神姫	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	1071回	238日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2) 山崎～下比地	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	952回	238日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3) はりま一宮小学校前～いちのひあ～福知深谷	いちのひあ・中安福・深河谷詰所前・福知公民館前	福知深谷	往 16.2km 復 16.2km	291回	97日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4) 皆木～上垣内	宍粟市総合教育センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	294回	98日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	はがてらろ(波賀市民協働センター)・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	420回	140日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6) 皆木～飯見詰所北～皆木		皆木	往 3.8km (循環系統)	280回	140日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7) エーガイヤちくさ～内海口	寺畑・戸倉・下鷹巣・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	286回	143日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8) エーガイヤちくさ～別所	寺畑・戸倉・下鷹巣	別所	往 9.9km 復 9.9km	188回	188日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9) エーガイヤちくさ～土井	寺畑・戸倉・下鷹巣	土井	往 12.2km 復 12.2km	90回	45日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10) エーガイヤちくさ～倉谷	千種・西山・土井・窪公民館前	倉谷	往 9.5km 復 9.5km	286回	143日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	千種・西山・土井・窪公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	90回	45日			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,819
交通不便地域等	34,819

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,877	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法
7,213	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法
3,237	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法
2,492	旧千種町	山村振興法、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
宍粟市地域公共交通計画	令和6年3月	

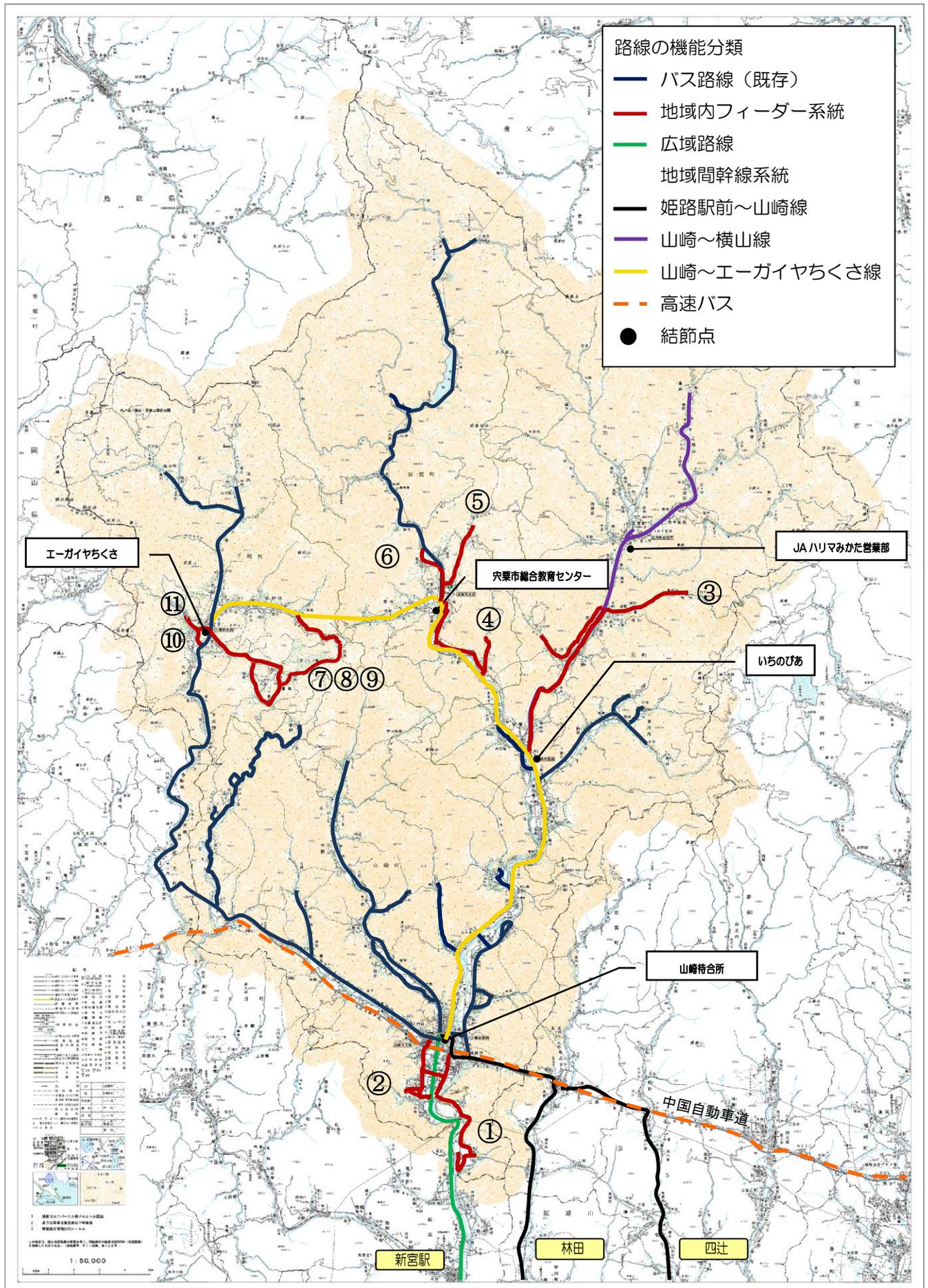
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

地域内フィーダーシステムの配置イメージ



地域公共交通計画の軽微な変更の取り扱いについて

【参考：地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2. (1) ②ア. を抜粋】

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について
陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限って、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・ 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・ 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

議事（7）宍粟市地域公共交通会議規約の改正及び一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議分科会の設置について

宍粟市地域公共交通会議規約（改正案全文）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- （1） 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- （2） 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- （3） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- （4） 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （5） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （6） 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- （7） 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（組織）

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- （1） 住民の代表
- （2） 学識経験者
- （3） バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- （4） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- （5） 道路管理者
- （6） 公安委員会
- （7） 神戸運輸監理部長又はその指名する職員

- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

3 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

宍粟市地域公共交通会議規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所掌事務) 第3条 [略] 〔(1) 略〕 (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。 〔(3)～(7) 略〕 (組織) 第4条 [略] 〔追加〕</p> <p><u>2</u> [略] <u>3</u> [略] (分科会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(所掌事務) 第3条 [略] 〔(1) 略〕 (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。 〔(3)～(7) 略〕 (組織) 第4条 [略] <u>2</u> <u>自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。</u> <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] (分科会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は<u>道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する協議</u>を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和7年6月25日から施行する。</u></p>

宍粟市運賃協議分科会規約（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、宍粟市地域公共交通会議規約第9条の規定に基づき、宍粟市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

（2）その他分科会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 分科会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）宍粟市長又はその指名する者

（2）協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3）神戸運輸監理部長又はその指名する職員

（4）住民の代表者

2 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（1）前項第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。

（2）前項第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。

（3）前項第4号に掲げる者にあつては、宍粟市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 分科会に会長を置き、前条第1項第1号の者を充てる。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりにの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、宍粟市地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

道路運送法及び施行規則改正（令和5年10月1日～）への対応

①一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議について（道路運送法第9条第4項）

- ・ 宍粟市地域公共交通会議規約の改正
- ・ 宍粟市運賃協議分科会設置規約の制定

②地域公共交通会議の構成員について（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・ 宍粟市地域公共交通会議規約の改正

道路運送法施行規則（一部抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

（令五国交令七三・追加）

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることと足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調ったときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。

・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に

①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加

②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

①パブコム（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

議事 (8) 千種線の路線再編について

千種線 (山崎～上三河・エーガイヤちくさ～千種) ※県単独補助の準幹線系統に該当

補助対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

路線の維持確保のため、兵庫県と沿線市町（宍粟市・佐用町）が補助事業により運行を支援
県が定める市町振興支援交付金交付要綱に基づいて実施（市町随伴補助）

兵庫県市町振興支援交付金交付要綱 準幹線系統の補助要件（一部抜粋）
次に掲げるすべてに該当する系統の運行

- ・平均乗車密度が2人以上15人以下と見込まれる系統
- ・1日当たりの計画運行回数が10回以下の系統
- ・1日当たりの輸送量が2人以上50人以下と見込まれる系統 その他

平均乗車密度…バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値

	千種線R7計画数値	補助要件
平均乗車密度	1.9	2人以上15人以下

平均乗車密度低下→令和7年度より補助要件満たさず補助対象外

県単独補助の要件落ちとなる路線について、路線再編に取り組みことを要件に最長3年間支援を継続する特例

次に掲げるすべてに該当する系統の運行

ア 過去3年において、算定対象であった系統。

イ **市町の地域公共交通会議等で路線再編等の協議が開始されていること。**

ウ 当該系統にかかる再編・利用促進計画等の再構築にかかる計画を策定していること。

R7補助申請時期（今年10月）までに地域公共交通会議で協議を開始し、路線再編等の計画を策定する必要あり

千種線を含む路線再編案（※実施時期・再編内容は予定）

対象路線	実施時期	再編内容
千種線・西河内線・エーガイヤちくさ線・戸倉線	令和7年10月1日～	ダイヤ改正（報告（1）参照）
西河内線	令和8年1月～4月	短絡化（千種～西河内間を一部小型バス化）
奥西山七野線・鷹巣線（小型バス）		減便（週4→週1）または廃止
下三方線・戸倉線・谷今市線・水谷線（小型バス）		減便（週2～週5→週1）

※運転士不足のため、利用の少ない小型バス路線の減便または廃止を予定

※並行して千種地域、波賀地域において、路線バスに代わる移送手段の検討を行う

お客様 各位

株式会社ウイング神姫

いつも路線バスをご利用いただきありがとうございます。さて、バス業界では大型二種免許取得者の減少、運転士の高齢化等を背景として、運転士不足が深刻な問題となっております。弊社においても慢性的な運転士不足のため、10月1日より路線バスの一部減便を実施いたします。つきましては、改正後のダイヤをよくご確認のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

一般路線バスの減便について ※令和7年10月1日 改正（8月末申請予定）

山崎～千種・西河内 線

平日

- 山崎7：10発 西河内行きは、喜多川橋止めに変更いたします（千種8：00発 西河内行きは減便）
山崎7：10発は循環運行いたします（山崎→上三河→エーガイヤちくさ→喜多川橋→千種高校東門前→斉木→皆木→山崎）
- 山崎15：15発・18：05発 西河内行きは、東河内を経由いたしません
- 東河内口停留所を山崎側に移動いたします
- 西河内8：38発 山崎行きは、減便いたします
- 西河内6：25発・16：38発 山崎行きは、東河内を経由いたしません

土日祝日

- 山崎発 西河内行きは、全便、東河内を経由いたしません
- 東河内口停留所を山崎側に移動いたします

山崎～戸倉・原・皆木 線

平日

- 山崎15：10発 原行きは、減便いたします
- 山崎17：50発 皆木行きは、減便いたします
- 加生山崎高校前17：30発 エーガイヤちくさ行きは、皆木止めに変更いたします
- 山崎18：10発 エーガイヤちくさ行きは、流田経由皆木止めに変更いたします

山崎～エーガイヤちくさ 線

平日

- 加生山崎高校前17：30発 エーガイヤちくさ行きは、皆木止めに変更いたします
- 山崎18：10発 エーガイヤちくさ行きは、流田経由皆木止めに変更いたします

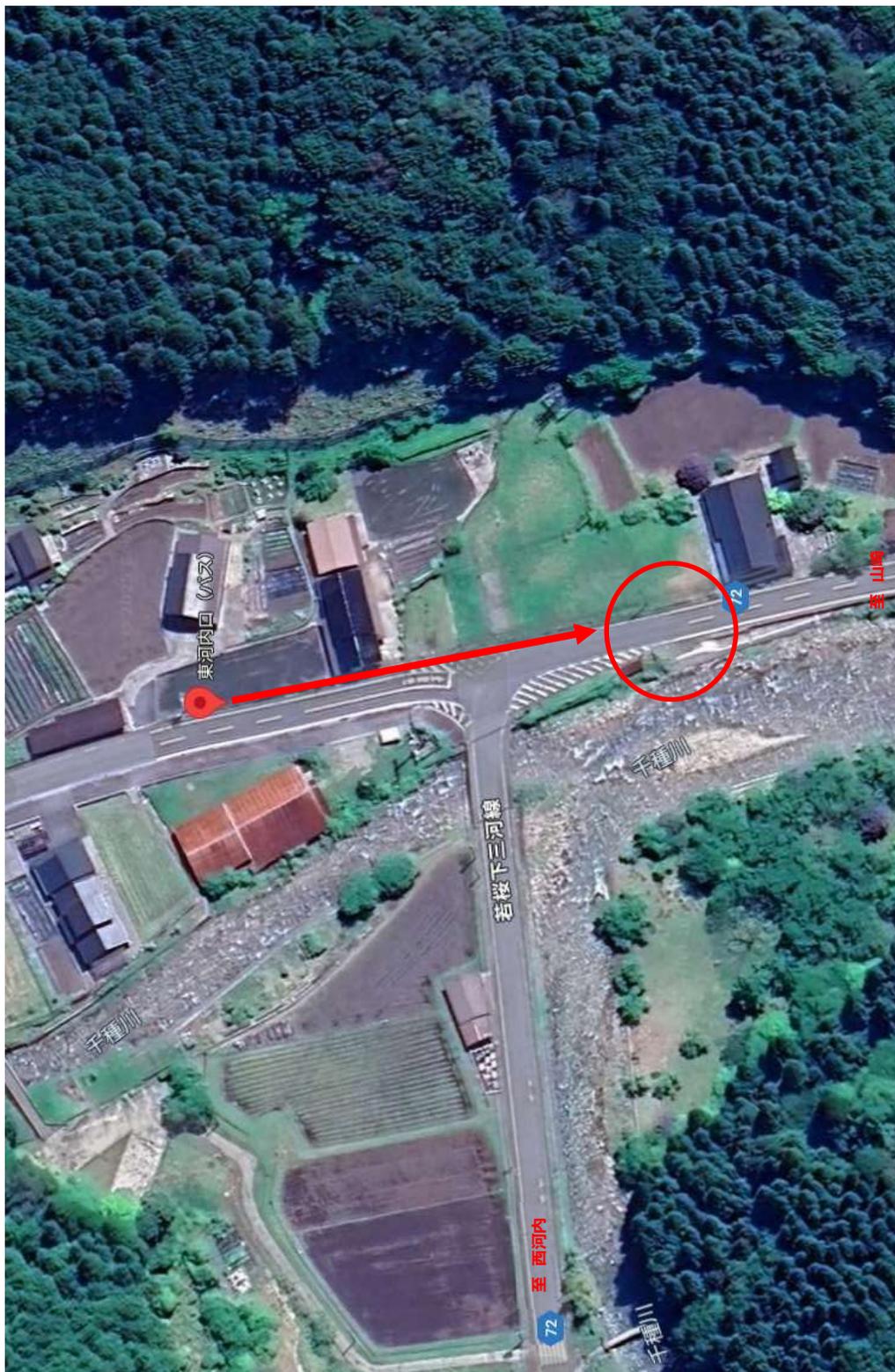
その他

山崎ダイセル前線の新宮駅発車時刻及び山崎神戸三宮線からの乗継便の発車時刻変更を予定

※発車時刻等の確定は、2025年8月末日を予定いたしております。

東河内口停留所 位置の変更

実施日：2025年（令和7年）10月1日



※一部、東河内經由便運休のため、東河内口停留所を山崎側に移動

報告（2）

千種地域における自家用有償旅客運送（交通空白地）登録に向けた実証運行について

ちくさええとこ協議会

1. 趣旨

本年1月28日の栄栗市地域公共交通会議でバス事業者から提案があった、大型バス路線及び小型バス路線の見直し案をふまえて、千種地域の地域運営組織『ちくさええとこ協議会』では、千種地域における地域課題対応策の一つとして、自家用有償旅客運送による新たな移動手段の仕組みづくりの検討を重ねてきました。

自家用自動車による有償運送は、道路運送法で原則として禁止されていますが、過疎地域などにおいて、住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難で、地域の協議会等で必要性について合意した場合には、道路運送法に基づく登録を受けて、行うことができることとなっています。

そこで、地域内の事業者の理解と協力を得て、自家用有償旅客運送の登録の申請に向けた実証運行を実施し、この新たな移動手段の仕組みが、千種地域の移動手段として適するものかを検証することとしたいと考えています。

2. 運行地域の概況・公共交通の現況

○千種地域の概況（令和7年4月末現在）

・人口 2,357人　うち、65歳以上人口 1,164人　高齢化率 49.4%

○既存公共交通の現況

・タクシー　千種地域に事業者が存在しない

・路線バス　大型・小型バス乗車率の低い状況が続いている（P69～70）

3. 実証運行の概要等

・実証運行の概要、運行路線・運行ダイヤ、スケジュール（案）（P71～74）

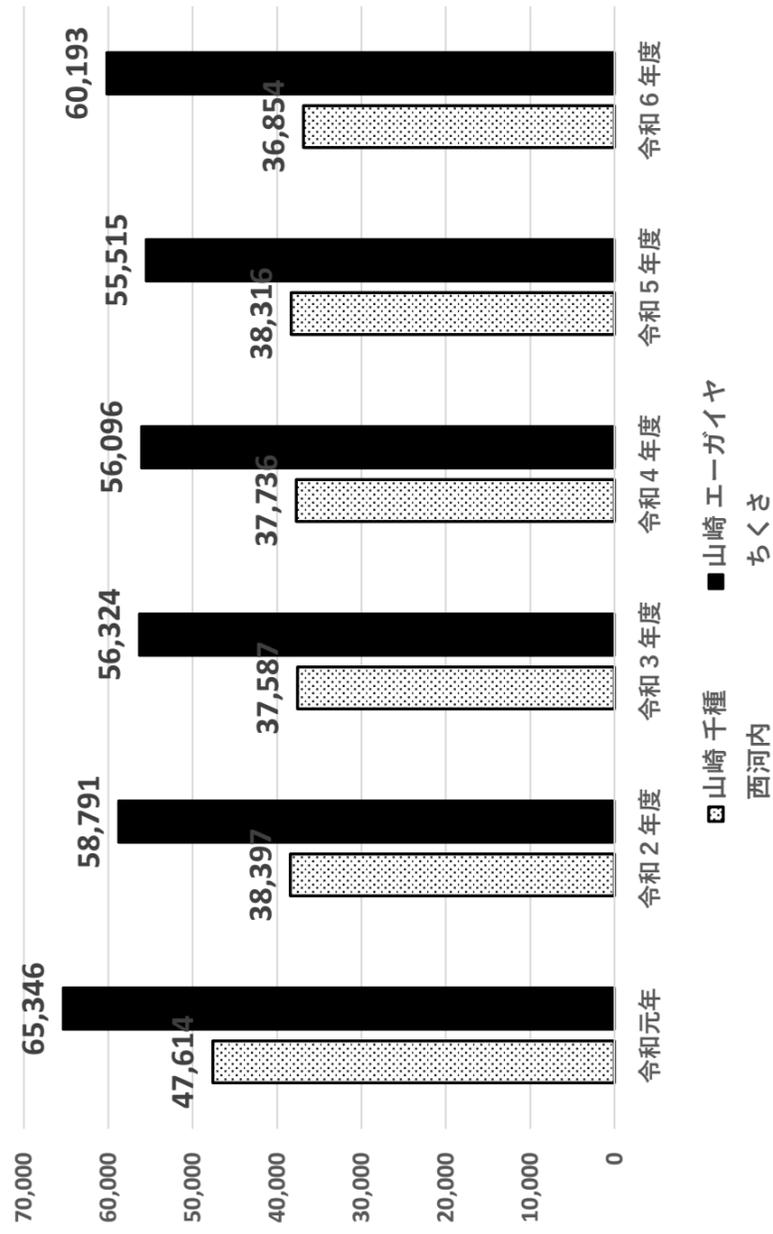
4. 栄栗市地域公共交通計画の位置づけ

・『基本施策5：未来へつなぐ地域公共交通の推進』の『11．地域の移動ニーズに即した移動体系の検討・運行支援』（P75）

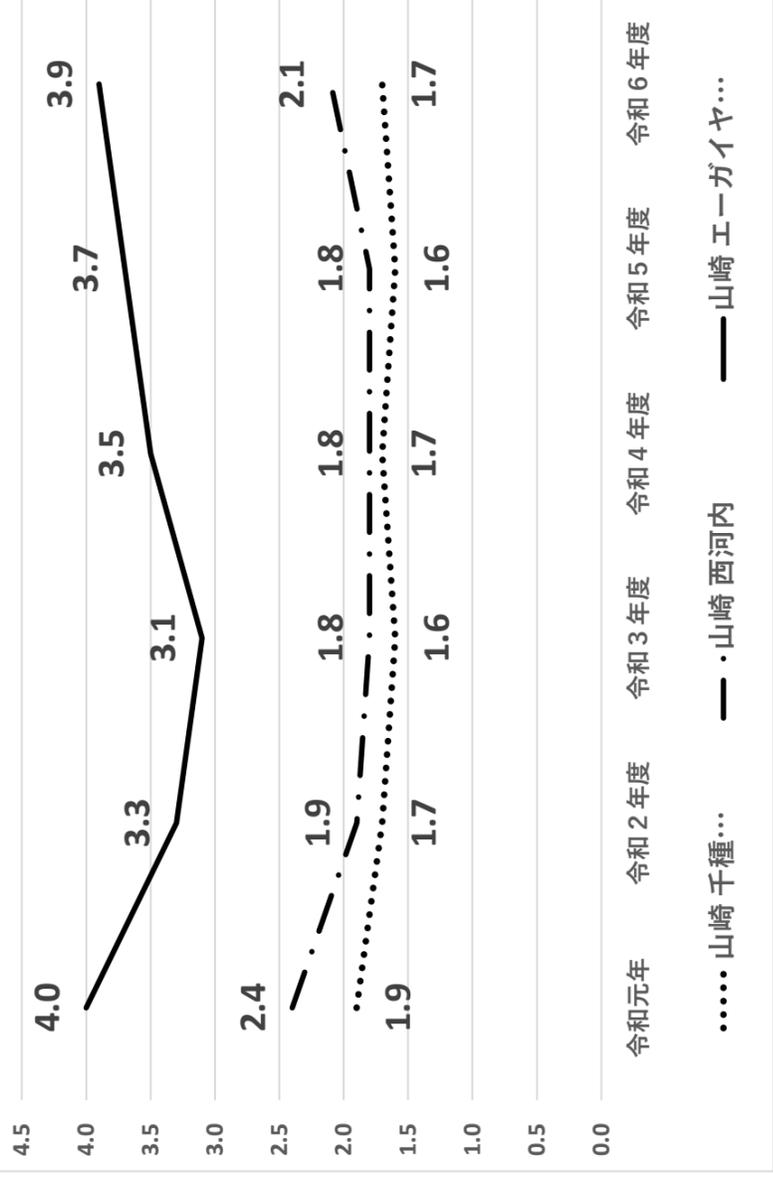
・路線バス利用状況

市外連絡路線 (大型バス)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度	利用者数	平均乗車密度
山崎	千種	47,614	1.9	38,397	1.7	37,587	1.6	37,736	1.7	38,316	1.6	36,854	1.7
			2.4		1.9		1.8		1.9		1.8		2.1
山崎	エーガイヤ ちくさ	65,346	4.0	58,791	3.3	56,324	3.1	56,096	3.5	55,515	3.7	60,193	3.9
		合計	112,960	—	97,188	—	93,911	—	93,832	—	93,831	—	97,047

大型バス利用者数推移

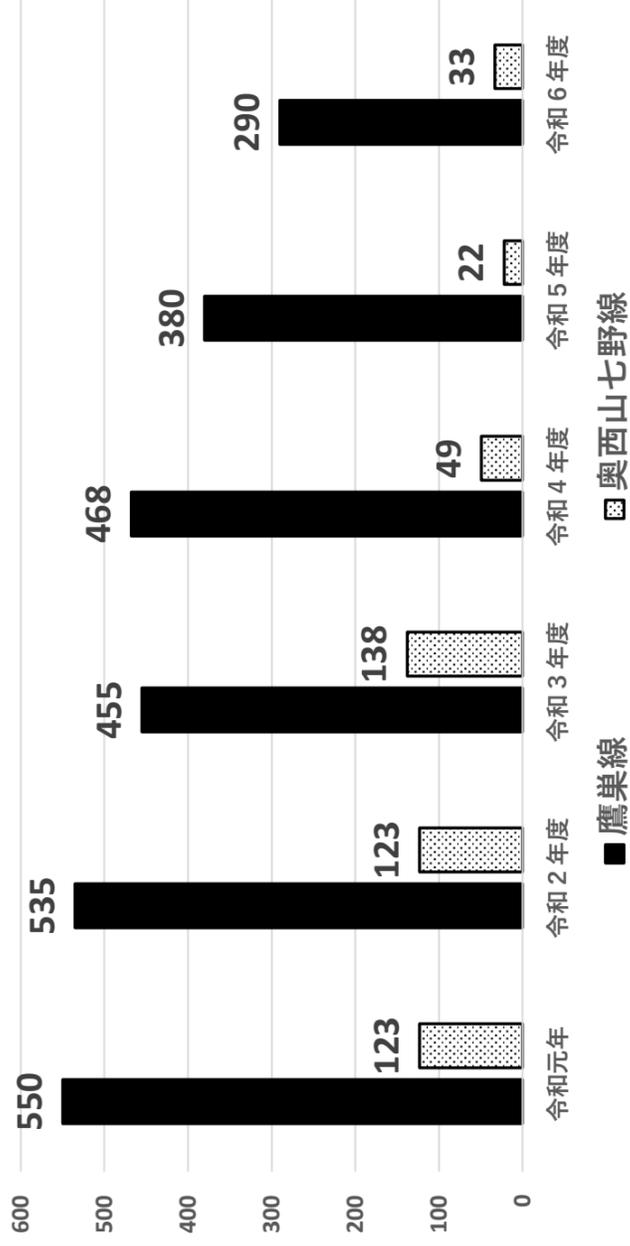


大型バス平均乗車密度推移

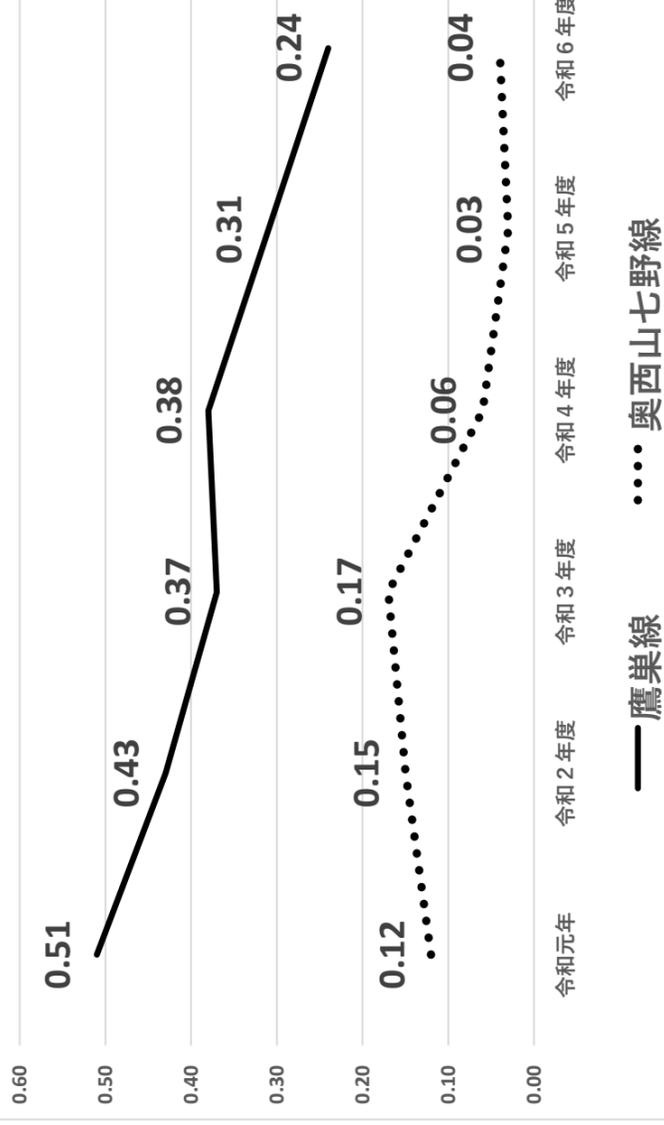


	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用者数	1便あたり利用者数	利用者数	1便あたり利用者数	利用者数	1便あたり利用者数	利用者数	1便あたり利用者数	利用者数	1便あたり利用者数	利用者数	1便あたり利用者数
市内完結路線 (小型バス)	平成30年10月～ 令和元年9月		令和元年10月～ 令和2年9月		令和2年10月～ 令和3年9月		令和3年10月～ 令和4年9月		令和4年10月～ 令和5年9月		令和5年10月～ 令和6年9月	
鷹巣線	550	0.51	535	0.43	455	0.37	468	0.38	380	0.31	290	0.24
奥西山七野線	123	0.12	123	0.15	138	0.17	49	0.06	22	0.03	33	0.04
合計	673	1.40	658	1.27	593	1.10	517	1.13	402	1.13	323	1.16

小型バス利用者数推移



小型バス1便あたり利用者数



※小型路線バスの見直し基準

見直しの内容
1 便当たりの利用者数
1.5人以上
1.4人～概ね0.8人
概ね0.7人以下

利用促進の力を入れるとともに、更なる利用人数の増加に向け増便を検討します。

基準人数の達成に向け利用促進に力を入れることとし、減便等は行いません。

利用者数の多い路線との統合や、運行距離の短い路線同士の結合といった路線の大幅な再編の検討、また路線の必要性につ

実証運行（案）の概要

	① 商店街運行小型バス	② デiamond型相乗りタクシー
実施主体	ちくさえとこ協議会 ※運行と車両の管理は事業者に委託を検討	ちくさえとこ協議会 ※運行と車両の管理は事業者に委託を検討
運行形式	定時定路線運行 ※エーガイヤちくさえ～千種中学校前を往復運行 ※路線・ダイヤは72～73ページ参照	デiamond運行 ※商店街～各集落を運行（前日の正午までに予約） ※路線・ダイヤは72～73ページ参照
運行時間	※路線・ダイヤは72～73ページ参照	※路線・ダイヤは72～73ページ参照
運行期間	令和7年9月26日（金）から 令和8年3月31日（火）まで ※月・火・水・金（祝日・12/29～1/3除く）運行	令和7年9月26日（金）から 令和8年3月31日（火）まで ※月・火・水・金（祝日・12/29～1/3除く）運行
車両	市と事業者で用意する ※10人乗り車両1台を予定（市の公用車を貸与） ※予備車も用意する（事業者の社用車）	事業者で用意する ※7人乗り車両1台を予定（事業者の社用車） ※4人乗り車両1台を予定（事業者の社用車）
運転者	普通1種免許の所持者 ※事業者が雇用契約を締結し、運行を管理する ※募集にあたっては、協議会が協力する	普通1種免許の所持者 ※事業者が雇用契約を締結し、運行を管理する ※募集にあたっては、協議会が協力する
運賃	無料（本格運行に向けた料金設定は別途検討）	無料（本格運行に向けた料金設定は別途検討）
利用方法	事前登録は不要	事前登録が必要

運行路線・運行ダイヤ

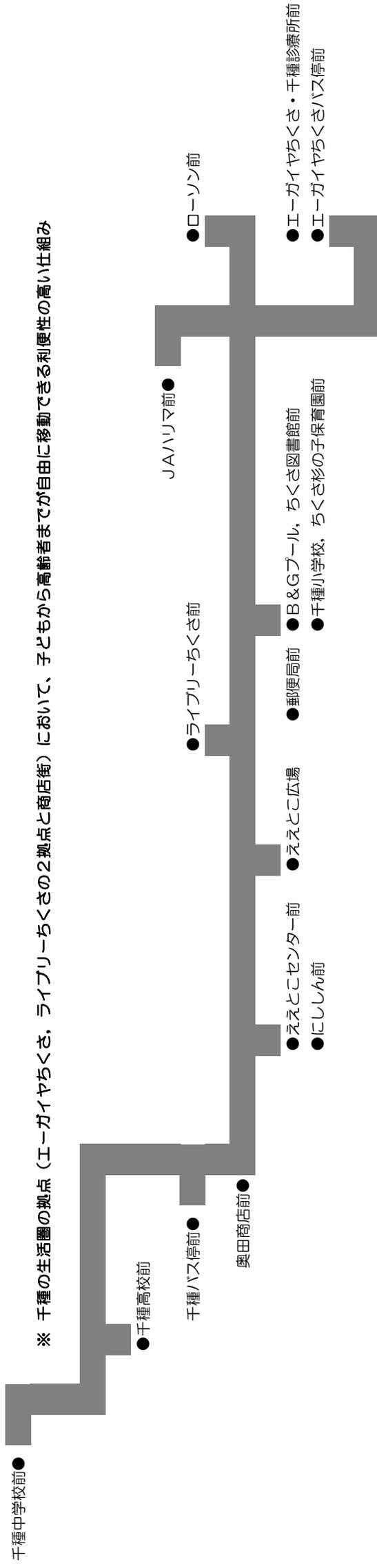
【商店街運行小型バスの検討】

- 1 ちくさええとこ協議会が主体となり運行する仕組みを模索する。
- 2 各学校園、行政機関、金融機関、商店等付近に停車できるようにする。
- 3 便数はできるだけ多く、利用料金はできるだけ低料金の設定となるよう検討を進める。

【商店街～各集落運行ダイヤモンド型相乗りタクシーの検討】

- 1 ちくさええとこ協議会が主体となり運行する仕組みを模索する。
- 2 エーガイヤちくさ、ライブリーちくさなどと各集落を結び仕組みを検討する。
- 3 事前予約＋相乗りの仕組みを取り入れ、利用料金はできるだけ低料金の設定となるよう検討を進める。

【商店街運行小型バスの運行イメージ図】



①商店街運行小型バス

運転業務：委託事業者【調整中】

安全管理等：協力事業者【調整中】

運行日 月・火・水・金（祝日、12/29～1/3運休）

運休日 木・土・日

運行時間 エーガイヤちくさ発～千種中学校前（折り返し）～エーガイヤちくさ着

平日1	9:00	～	9:15	～	9:30
平日2	10:00	～	10:15	～	10:30
平日3	16:30	～	16:45	～	17:00

バス停 設置する

②デマンド型相乗りタクシー

運転業務：委託事業者【調整中】

安全管理等：協力事業者【調整中】

運行日 月・火・水・金（祝日、12/29～1/3運休）

運休日 木・土・日

運行時間 各集落発（予約者を順に拾っていく） 8:00
エーガイヤちくさ発（予約者を順に送っていく） 10:00

各集落発（予約者を順に拾っていく） 13:00
エーガイヤちくさ発（予約者を順に送っていく） 15:00

各集落発（予約者を順に拾っていく） 17:00
ライブリーちくさ発（予約者を順に送っていく） 19:00

バス停 設置する ライブリーちくさ・エーガイヤちくさなど

予約 前日の正午までに電話・FAXで予約（先着順）

自家用有償旅客運送の運行に向けたスケジュール (案)

令和7年度

令和8年度

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
ええとこ協議会：運営委員会での検討・協議	6/12		8/7		10/9		12/1 1		2/26		
中央市地域公共交通会議	6/25							1/末			
ええとこ協議会：総会決議		7/6									
運転者募集・運転者教育など											
中央市との協議（代替交通対策・予算等）											
運輸局との調整（届出）									届出		
車両に関する諸準備等											
実証運行（令和7年9月26日～令和8年3月31日）											
本格運行（令和8年4月）											
各種広報、協賛金・寄附金の募集（随時）											

宍粟市地域公共交通計画の位置づけ

11. 地域の移動ニーズに即した移動体系の検討・運行支援

○ 概要

住み慣れた地域で、安心して生活するためには、現在の公共交通体系を維持していくことが必要ですが、現在の小型バスでは、利用者を確保することが大きな課題となっています。地域の实情に合わせて、利便性の向上を図ることで、持続可能な地域公共交通体系を整備します。

○ 具体的な取組内容

地域の移動実態に応じた移動手段の検討・見直し【継続①】

地域の意向を把握しながら、地域のニーズに即したライドシェア等の移動体系について検討を行い、必要に応じて移動体系の見直しを行います。

自家用有償旅客運送「三方繁盛つれてってカー」の運行支援【継続②】

「三方繁盛つれてってカー」や今後運行される自家用有償旅客運送等の地域が主体となった移動手段において、運転手に対する安全講習会や運行会議を通して、運転手の確保や安全運転に対する意識付けを行います。



資料：宍粟市資料
左図 三方繁盛つれてってカー利用の様子

○ 実施主体

宍粟市	県・国	バス事業者	タクシー事業者	市民	その他(地域・NPO等)
○	-	○	○	○	○

○ スケジュール(年度)

2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

【継続①】 毎年度検証、必要に応じて検討、見直し

【継続②】 実施